

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育施設の対応について (令和2年4月8日現在)

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育施設の利用及び保育料については、現時点（令和2年4月8日）において以下のとおりとなっています。

なお、今後状況の変化等により取扱いが変わる可能性があります。随時、松戸市ホームページに公表いたします。

1 保育施設の臨時休園等について

- (1) 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合などは、当該保育施設の一部又は全部の臨時休園を行う場合があります。
- (2) 子どもが感染した場合や子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合は、欠席していただきます。（市が指定する期間）
- (3) 家庭保育が可能な方は、登園自粛の要請を行います。

→ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、登園自粛して下さい。

なお、就労を継続する必要がある場合等の方には、引き続き保育の提供を行います。

別紙「新型コロナウイルス感染症防止のための市内保育施設登園自粛要請について」
(令和2年4月8日付)

2 保護者向け情報

(1) 保育施設の保育料について

- 上記1の方針に基づき、保育施設の臨時休園等を行った場合、0歳児から2歳児の保育料を日割り計算により減額します。
 - ・ 保育料は、減額前の金額で一旦納入していただきます。
 - ・ 後日、各保育施設から本市に登園自粛に協力いただいた日数（欠席日数）の報告を受けて、保育料の減額の対応をいたします。

[日割り適用した場合の保育料]

保育料 × (その月の登園しなかった日を除く開所日) ÷ 25

※登園しなかった日には、保育施設の臨時休園日も含む。

[対象期間]

令和2年4月1日（水）から5月6日（水）までの予定

※期間を延長する場合があります。変更する場合は松戸市ホームページ等でお知らせします。

- 3歳児から5歳児の給食費については、食材の購入計画等に基づき月額徴収を基本としていることから、日割り計算による減額は行っておりません。

(2)育児休業の復職延期について

- 4月1日に入所される方のうち育児休業から復職予定の方について、今般の新型コロナウイルス感染症を原因として、育児休業からの復職予定日を延期される場合は、令和2年6月1日までに育児休業から復職していただく予定であれば、当初の認定内容（認定事由・認定期間等）を変更いたしません。（保育施設の退園を求めないこといたします。）

→ 対象となる方は、松戸市子ども部保育課入所入園担当室にご連絡下さい。

復職の際は、「復職証明書」をご提出ください。

松戸市子ども部保育課入所入園担当室 TEL047-366-7351

(公立保育所)

令和2年4月8日

(民間保育園)

(小規模保育施設)

(認定こども園)

保護者各位

松戸市

子ども部 保育課長

新型コロナウイルス感染症防止のための市内保育施設登園自粛要請について

日頃より、松戸市の保育行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。
新型コロナウイルスの感染が世界的に広がる中、日本国内においても、全国的かつ急速に蔓延し、感染ルートを特定することができない感染者が増加している状況が続いております。4月7日に、感染拡大に対応するため「新型インフルエンザ等対策特別措置法」緊急事態宣言が発令されたことを受け、本市の保育施設においては、感染拡大を防止するため、保育施設の登園の自粛を要請します。

自粛要請期間 令和2年4月8日（水）～5月6日（水）までの予定

※緊急事態宣言の期間が延長されたときは、その終期まで。

保育施設の登園自粛を要請する子どもは、保育を必要とする事由（要件）に関わらず全ての子どもを対象としています。なお、就業を継続する必要がある場合等の方に引き続き保育の提供をしております。

今後の状況の変化により臨時休園となる場合や登園自粛の要請に関する取扱いが変更となる場合も考えられます。随時、松戸市ホームページに公表してまいりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

登園自粛により保育施設を欠席した場合については、0歳児から2歳児の保育料を日割り計算により減額させていただく予定としております。（保育料については、利用者負担決定通知書に基づく保育料を一旦納付（口座引落含む）していただきます。）